

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は経営の透明性と健全性向上のための経営管理組織の構築とその運営を最も重要な経営課題の一つとして位置づけるとともに、経営環境の変化に適切かつ迅速に対応できる経営体制と法令遵守経営の確立をコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

2. 経営監視機能に対する考え方

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は3名の監査役により構成され、常勤監査役1名を除く2名は社外監査役であります。監査役会は監査役会規程に基づき原則として3ヶ月に1回開催されており、独立した観点から経営監視を行うとともに、会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キャトル・セゾン	1,249,840	28.94
奥村浩士	629,644	14.58
株式会社プレストシープ	168,000	3.89
奥村華代	157,000	3.63
飯島十三子	117,960	2.73
清水明弘	100,000	2.31
奥村有香	77,000	1.78
奥村知花	72,000	1.66
奥村有美子	62,000	1.43
奥村佳代子	62,000	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無

奥村浩士

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

(支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針)

当社代表取締役社長である奥村浩士は、本人と二親等以内の近親者及び本人が議決権の過半数を自己の計算で所有する会社が有する当社株式の議決権の合計が、当社の議決権の過半数を占めていることから、支配株主に該当します。

当社は、原則として、支配株主と取引を行う必要が生じた場合には、一般的の取引同様に、取引の内容及び条件等の妥当性については、市場価格等を勘案のうえ慎重に検討し、適正な内容及び条件等による取引を行うことを基本方針として、利益相反や自己取引等を生じる場合は、会社法の定めに従い取締役会において決議等を行ない、少数株主の不利益とならないように対応します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1.監査役と会計監査人の連携状況
監査役会は、監査役規程に基づき監査方針、監査計画を策定のうえ監査を実施しております。会計監査人からは監査を実施した都度定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行っております。

2.監査役と内部監査部門の連携状況

社長直轄の内部統制室は、内部監査計画を策定のうえ内部監査(内部統制に係る監査、コンプライアンス推進状況の監査)を実施しており、その結果は監査役にも報告され、監査役監査と連係を図っております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備と運用状況について調査し把握のうえ評価し、監査役会に報告しております。

3.内部統制室と会計監査人との連携

内部統制室は、必要に応じて会計監査人である監査法人と連携し、その業務を遂行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠山 友寛	弁護士													○
江間 洋介	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠山 友寛	○	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 エイベックス・グループ・ホールディングス 株式会社社外取締役 そせいグループ株式会社社外取締役 当社の独立役員に指定しております。	法務の専門家として、企業経営における適法性、妥当性等の監視機能を期待して選任しております。また、一般株主と利益相反のおそれがないことから、本人の同意を得たうえで、独立役員として指定しております。

江間 洋介 ○	株式会社江間忠ホールディングス代表取締役 当社の独立役員に指定しております。	企業経営の専門家として能力、識見に基づく経営監視機能を期待して選任しております。また、一般株主と利益相反のおそれがないことから、本人の同意を得たうえで、独立役員として指定しております。
------------	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外監査役遠山友寛氏および社外監査役江間洋介氏はいずれも証券取引所の定める一般株主と利益相反のおそれのない独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点ではインセンティブの付与に関する施策は実施しておりませんが、今後の状況等に応じて、検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役それぞれの報酬総額を記載しております。役員報酬等は基本報酬及び役員賞与で構成されており、役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別開示をしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた年間報酬限度額の範囲内で、取締役会の一任を受けた代表取締役が個々の取締役の職務と責任及び業績等を勘案して決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会事務局は監査役会付が担当しており、取締役会や監査役会の開催にあたっての各種連絡を行うとともに、必要に応じて社外監査役への資料の事前配付や事前説明等を行っております。

2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.取締役会

当社の取締役会(取締役8名、男性7名・女性1名の構成。監査役3名。うち2名は社外監査役の構成。)は、毎月開催されており、法令等で定められた事項及び経営に関する重要な事項について報告・決定を行うとともに、業務執行状況を監督する機関として機能しております。また、毎週業務執行を担う取締役をメンバーとする常務会(取締役8名、男性7名・女性1名の構成。)を開催し、業務執行及び経営に関する重要な事項について協議及び決定等を行っております。なお、この常務会には常勤監査役1名も出席しております。

2.監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名に加え、弁護士及び企業経営の専門家を各1名社外監査役として選任し構成されており、業務執行機関から独立した位置付けとなっていることから、取締役の業務執行の監視機能は実効性が確保されております。なお、社外監査役2名はいずれも証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定しております。

3.会計監査

当社は、監査法人アーヴィング・アンド・カンパニーと監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査及び内部統制報告書監査を実施しております。

4.内部監査

当社は、社長直轄の組織として内部統制室を設置し、内部監査基本規程に基づき主に業務監査を実施しており、監査結果は文書により社長へ報告されます。被監査部門に対しては監査結果に基づき改善指導を行うとともに、改善状況の報告を求めるなど、実効性の確保に努めております。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人あります監査法人と連携し、その業務を遂行しております。なお、これらの連携にあたっては、内部統制部門(経理財務部門、人事総務部門等)も関与しており、経営上のリーガルリスクについては、弁護士事務所と顧問契約を結んでおり、重要な法律上の判断を行う場合、必要に応じて助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2に記載したガバナンス体制により、経営の監視機能は有効に機能しているものと考えております。なお、当社は社外取締役の選任は行っておりませんが、社外取締役の導入を含めた取締役会の監視機能の強化につきましては、今後も必要に応じて検討します。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	株主総会において事業報告等をビジュアル化し、分かりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算及び第2四半期決算発表後に開催しております。なお、説明会資料はホームページにも掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書(四半期報告書)、決算短信(四半期決算短信)などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署：経営統括本部人事総務部 担当役員：取締役人事総務部長 瀧川順	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日本色材グループ企業理念を策定し、経営基本方針のなかで、ステークホルダーの立場を尊重した透明性の高い経営を行う旨を規定するとともに、毎年社員に企業理念を記載したカードを配付することで周知しております。また、出産・育児休業中の従業員のサポート等、女性社員の活躍推進に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コンプライアンス基本方針を策定し、事業活動においては、常に環境保全の重要性を認識し、環境に関する法令を遵守するとともに、環境保全活動に積極的に取り組む旨の行動規範を定め実践しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	日本色材グループ企業理念を策定し、経営基本方針のなかで、ステークホルダーの立場を尊重した透明性の高い経営を行う旨を規定するとともに、毎年社員に企業理念を記載したカードを配付することで周知しております。
その他	当社取締役8名のうち女性が1名登用されております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、取締役、従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための行動規範を定め、これらの遵守を図るものとする。
 - (2)取締役会については取締役会規程の定めに従い、その適切な運営を確保する。本取締役会においては、各取締役の業務執行状況の報告や重要案件に関する検討と決裁を行うとともに、相互に業務執行を監督し法令・定款違反を未然に防止する。
 - (3)当社は監査役会設置会社であり、原則として監査役全員が取締役会に出席し、会社の経営状況等に關し適宜意見表明を行うなど、取締役の業務執行の状況やグループ全体の状況について監査を行う。
 - (4)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。
 - (5)当社は、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
 - (6)取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - (7)業務活動全般にわたる内部監査については、社長直属の組織として内部統制室を置き、内部監査基本規程に基づき実施する。
 - (8)当社は、使用人が法令・定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発した場合、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

- 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適かつ確実に保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。また、監査役または監査役会はいつでも当該文書を閲覧または謄写ができるものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理基本規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長、人事総務部を事務局とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速に対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整備する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項についての迅速な検討と決裁を行う。
- (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、常務会において具体的な執行手続き等につき審議を行うとともに、組織規程、職務分掌規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

5.企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、グループ企業の業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規程を整備する。
- (2)経営管理については、管理部を子会社管理の主管部署とし、グループ会社管理基本規程を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- (3)取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役及び取締役会に報告する。

6.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役または監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その組織・人数・地位等について監査役または監査役会と協議のうえ、取締役会の決議をもってこれを定める。当該使用人の異動、考課等については、監査役会の同意を必要とする。

7.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役はいつでも必要に応じて、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2)常勤監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会などの重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁書類を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。
- (3)監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない旨の行動規範を定め実践しております。また、当社は外部の専門組織に加盟し、反社会的勢力に関する情報を共有するとともに、各種研修活動に参加しております。また、必要に応じて警察当局・顧問弁護士等と連携し、組織的な対応を行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1.会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、株主及び投資家の投資判断に影響を与える決定事実、発生事実及び決算に関する情報について、東京証券取引所が定める適時開示規則に基づき、迅速、正確かつ公平な情報開示をTDnet(適時開示情報伝達システム)により行います。また、適宜、東京証券取引所へ事前照会を行い、会計監査人や顧問弁護士等の外部専門家に意見を求めるなど、正確、明瞭かつ投資判断として十分な情報開示に努めます。なお、適時開示規則に該当しない会社情報であっても、株主、投資家及びその利害関係者に有用と判断される情報については、当社ホームページにおいて、情報開示を行います。

2.適時開示に係る責任者及び担当部署

当社は、情報開示担当部署を経営統括本部人事総務部とし、人事総務部を管掌する常務取締役を情報開示担当役員しております。

3.会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

情報開示担当役員は、会社情報の管理及び情報開示の責任者として、取締役会及び常務会(全取締役及び常勤監査役等で構成され、原則として毎週開催)のほか、社内の主要会議に出席するとともに、稟議書の申請状況及びその承認状況を一元的に管理するなど社内の重要な情報を、早期にかつ網羅的に把握できる体制を構築しております。なお、情報開示担当役員は、代表取締役社長及び経営統括本部が管掌している経営戦略部、管理部(子会社管理を含む)と共に会社情報を共有し、会社情報の確認・協議等を行っております。

(1)決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、当社は法令、定款及び取締役会規程等により、重要な事項については、常務会及び取締役会において決議されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定を行います。なお、適時開示規則により開示が必要となる場合には、当該決議の後、情報開示担当役員の管理・監督のもと、速やかに開示を行っております。

(2)発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、情報に係る主管部門の担当取締役等から、代表取締役社長及び情報開示担当役員に遂次報告され、情報の集約と分析、適時開示の要否について検討が行われるとともに、常務会又は取締役会に速やかに報告され、承認を経た後、情報開示担当役員の管理・監督のもと、速やかに開示を行っております。なお、重大な発生事実については、代表取締役の判断において、タイムリーディスクロージャーを優先し、速やかに開示を行うとともに、その後開催される常務会又は取締役会において報告・承認を行います。

(3)決算に関する情報

決算に関する情報(業績予想の修正及び配当予想の修正等を含む)については、経営統括本部において情報の収集、分析及び開示資料の作成を行い、常務会又は取締役会の決議を経たのち、情報開示担当役員の管理・監督のもと、速やかに開示を行っております。